

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 20 日現在

機関番号：32690

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22520066

研究課題名（和文） 占領による宗教制度改革と戦後宗教史の再検討に向けての基礎的研究

研究課題名（英文） The re-examination on the influence of the Occupation by Allied Powers to the Religious system and Religions in Japan, Okinawa and Korea

研究代表者

中野 毅（Nakano Tsuyoshi）

創価大学・文学部・教授

研究者番号：00164252

研究成果の概要（和文）：

連合国の対日政策や占領に関する日本で公刊・発掘された最新の史資料を多数収集し、米国および英国、沖縄、韓国の各公文書館所蔵の日本占領関連文書の所在確認と再調査を行なった。米国では、宗教政党「第三文明党」の設立（1948年）に関する文書を発掘し、それが戦後初の伝統諸教団による宗教政党であった事実、また沖縄でも戦前の「宗教団体法」が本土復帰するまで存続していた事実、戦没者の遺骨収集が沖縄本島中心部で現在も続けられている事実など、新たな知見および研究法を獲得できた。

研究成果の概要（英文）：

This study is to do research, to collect and to analyze, the newly discovered historical materials and documents of concerning the Occupation of Japan, Okinawa and Korea after the defeat of the last war in 1945 and re-examine its influence to Religious system and religions themselves in each area. I and Awazu, the joint researcher of this study, visited the US and Okinawa, and found various unpublished historical documents and could disclose unknown social facts. One of them is the foundation of the Third Civilization Party by major traditional religious bodies in 1948, which was the first religious political party since the end of the last war. The other is that in Okinawa the Religious Organizations Law enacted in 1939 continued to exist and influenced the formation of religious juridical persons until 1972. Awazu especially participated into the works of recovering the remains of the dead during the last fight against Allied Powers, and found ironical facts that the works were done even in the central area of Naha and have to be continued for some years as redevelopment projects of Okinawa were promoted by financial support from the Japan national government, and its works also stimulate the memories of the tragedy of the fight and the prefectural nationalism different from or opposed to the one in mainland.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
平成 22 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
平成 23 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
平成 24 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・宗教学

キーワード：日本占領、宗教、沖縄、朝鮮半島

1. 研究開始当初の背景

本研究と関連する対日占領政策に関する研究は政治学や法学、国際関係論などの分野で先行し、特に1970年代以降のアメリカの占領軍文書の公開にともない、占領政策の形成過程を明らかにしつつ大きく進展した。

政治学や国際関係論の分野における代表的な成果は、坂本義和やウォードらによる日米の共同研究(1987年)、五百旗頭真(1985年)、袖井林二郎(1986年)などがある。その後も法学や政治学、国際関係論の分野での占領研究は続き、80年代後半には、占領に直接従事した人物の回想録や証言の収集や翻訳出版が行われ、占領研究にさらに実証性が高まったのをはじめ、不明の事実が明らかになってきた。ウィロビー回顧録(1973年)、ビッソン回想録(1983年)などに加え、竹前栄治によるGHQ高官の証言収集(1988年)や、オプラー、ポール、フィッシャーなどの回顧録・日記などが公刊された。また、憲法制定過程や象徴天皇制の導入など、これまで必ずしも明らかでなかった領域に踏み込んだ研究が、油井大三郎、古関彰一、中村政則、竹前栄治らによってなされた。これらの研究は、主として歴史学的方法により、戦後の天皇制の成り立ちを追っている。

しかし、宗教学の領域における研究は必ずしも多くはない。本格的な学術的研究は80年代後半以降に進んだ。それを刺激したのはウッダードによる一連の研究である。彼の主著である『天皇と神道』は1988年に邦訳出版されたが、総司令部情報教育局(SCAP/CIE)教課の調査スタッフとして勤務した経験から、総司令部内部の第一次資料にもとづいて人権指令、神道指令、宗教法人令、宗教法人法など主要な宗教政策の成立過程と実施にまつわる諸問題の処理について詳細に記録、検討している。日本人による研究は阿部美哉、大原康夫らによって進められたが、最も包括的なものは、共同研究「連合軍の日本占領と日本宗教に関する基礎的研究」(研究代表・井門富二夫、1984・87年)である。この成果は井門富二夫編『占領と日本宗教』(1993年)として公刊されたが、宗教学を基盤とした占領研究および日本宗教制度・日本宗教の変容に関する研究としては最も体系的な研究として高く評価されている。

本研究の主要な動機は、この井門富二夫らによる研究成果を基盤としつつ、それ以降に発掘・発見された最新の資料を収集し、他地域の占領政策との比較の視点から再検討すること、およびこの研究で残されていた課題を現段階で解明せんとするものである。

2. 研究の目的

本研究は、記述の背景から生じてくる下記

の3点を目的とする。すなわち第二次大戦後、連合国の日本占領において行われた宗教制度改革を、新資料によって再検討し、さらに沖縄、韓国における占領政策と比較研究を行うことによって、戦後日本の政教関係の変化と課題を再検討するものである。具体的には、

(1) 1990年代以降、公開・発掘された占領改革に関する新資料を収集・検討するとともに、沖縄および朝鮮半島の占領改革と比較しながら、占領と宗教制度改革に関する従来の理解を再検討していく[資料調査]。

(2) 靖国問題に代表されるような、占領改革によって生じた政教関係の問題群を再検討する[問題群の再検討]。

(3) 戦後日本における宗教団体による政治参加の実態と課題を解明する[実態の把握]。

3. 研究の方法

(1) 第1の研究目的に最も重点を置く。以下の4つの地域・施設に所蔵されている資料群の所在と内訳を再把握し、必要な文書を収集する。

①米国所蔵の占領政策文書：アメリカ合衆国公文書館、オレゴン大学ウッダード文書コレクション等。

②英国所蔵の占領政策文書：英国国立公文書館には他の連合諸国との交渉も含めた占領文書が蓄積されている。

③沖縄占領政策文書：軍政の後、琉球列島米国民政府(USCAR)が設置され、本土復帰後、USCAR文書は米国国立公文書館(NARA)に移管され、当初は非公開であったが1997年から公開された。この新資料を宗教政策との関連で調査する。

④韓国占領政策文書：朝鮮半島の占領政策は、日本とは大きく異なり、さらに韓国のキリスト教化に対して占領軍が果たした役割や影響についても十分な研究が必要である。米軍の韓国における占領期および政権委譲後に関する資料の公開と研究は最近始まり、その調査をする。

(2) 第2の研究目的に関しては、特に戦前のいわゆる国家神道の戦後処理の問題への再検討が必要である。A級戦犯合祀に関する経緯の詳細が明らかとなり、昭和天皇の発言なども公表された。国による新たな戦没者追悼施設建設構想も浮上し、今後の課題となっている。これらの新資料や証言を収集整理し、政教関係を軸に戦後宗教史を再検討する。

(3) 第3の研究目的である戦後日本社会における宗教と政治・国家との関係について、実証的な事例研究を行う。戦後政界に進出した創価学会以外にも、何らかの形で政治参加を行っている宗教団体は多く存在する。これらの実証的研究を進める。

4. 研究成果

本研究を通して、占領と日本宗教についての新たな史資料の発掘、沖縄・朝鮮半島との比較研究への見通しなど、有益な成果が得られた。各年度の成果は、既に報告してあるので、全体として特に重要な成果を記す。

(1) 沖縄と宗教団体法

中野毅にとって、沖縄での現地調査によって、本土では戦前・戦中の悪法の代表とされた「宗教団体法」が沖縄においては本土復帰の1972（昭和47）年5月15日まで存続していた事実を発見できたことは、極めて有意義であった。

沖縄は、第二次大戦末期1945年3月26日の慶良間諸島への米軍上陸、4月1日の沖縄本島への上陸とその後の地上戦での日本軍の敗北によって、米国の軍事的政治的支配下に置かれた。上陸に伴い米太平洋艦隊司令長官・海軍元帥ニミッツは軍政府布告第一号（通称、ニミッツ布告）を公布して奄美群島以南の南西諸島地域における日本政府の行政権と司法権を停止し、5日には読谷村に軍政府を設立した。同布告は、また沖縄に適用されていた法令等は、米国軍の沖縄統治政策に反しない限りにおいて、そのまま維持することを指令した。その結果、宗教団体との関連では、GHQによる人権指令によって治安維持法等とともに戦前の悪法の代表とされた「宗教団体法」（1939年法律77号）が本土復帰まで生き残り、戦後27年を経て、やっと姿を消したのである。

この宗教団体法下で法人として認可された宗教団体はどの位あったのか。琉球政府の報告によると、仏教系22、キリスト教系24、諸教5、計51で、未認可のまま宗教活動を行なっているものとして把握されているものに、仏教系8、キリスト教系44、計52があった。沖縄県公文書館で発見した「Halevy宛文書」ではもっと多く、宗教法人のみで101となっている。

沖縄における当時の宗教法人に関して興味深い点は、以下の3点である。①宗教団体法のもとでは神社は宗教法人になることができず、氏子たちによる奉賛会等が社団法人となっていた。②宗教法人の数が少ない。③新宗教系の宗教団体が複数「宗教法人」となっていた（立正佼成会、創価学会、生長の家、世界救世教、ピーエル教団、天理教）。

復帰に伴って、沖縄の宗教団体には本土の「宗教法人法」が適用されることになった。その際の最大の懸案事項は、宗教法人となれなかった神社等を、いかにして宗教法人法の下で法人化するかという問題であった。日本政府は「沖縄の神社明細帳」の有無を文書で問い合わせたが、無くなっていることが分かり、宗務課を中心に必要とされる宗教団体等

についての調査と調整を進めた。その結果、沖縄における神社明細帳を調整・復活すること、護国神社へ戦没者の簡略に合祀する方法、財団法人・社団法人となっている宗教関係団体を、宗教法人として事前に認可しておくこと等の献策を行った。これを受けて、1972年4月、琉球政府は神社明細帳を復旧し、「公報」（第36号）に掲載した。

結論として言えることは以下の諸点である。①沖縄は本土に比して宗教法人数が少ない。その原因の一つが、監督権限の強い宗教団体法が存続していたためである。②新宗教諸教団が宗教法人となれたのは、琉球政府章典で「信教の自由」「政教分離」が謳われるなど、監督権者側で「信教の自由」の重要性を認識していたためと考えられる。③宗教法人の移行が迅速に行われたのは宗務課の存在が大きい。しかし、その業務は現行憲法で期待された「政教分離」原則を逸脱していた可能性がある。④宗教団体法が本土復帰まで存続していた事実や復帰事務、沖縄の宗教制度について、宗務時報に若干の記載はあるが、復帰事務に携わった研究者からも、公に語ることがなかった。それは何故なのか、未だに疑問である。沖縄の抱える諸問題への、我々自身の認識不足、鈍感さを改めて反省しなければならない（中野毅、2013）。

(2) 宗教政党「第三文明党」の設立

米国メリーランド州の国立公文書館別館にてGHQ文書を調査したが、その際に発見した未公開文書の一つに、「第三文明党」(The Third Civilization Party)の設立宣言、発起人一覧、宗教課長バンスへの招待状などを発掘した。従来、戦後日本における宗教政党は、1964（昭和39）年11月17日に創価学会が母体となって結成された「公明党」と考えられていた。しかし、この「第三文明党」は、設立母体が伝統仏教諸教団、神社本庁を中心に、1948（昭和23）年11月19日に結成され、これこそが戦後初の宗教政党であると言うことができる。

バンス課長に同年11月付けで送られた招待状および付帯文書によれば、発起人には天台宗山門派・赤松圓瑞を筆頭に、高野山真言宗、真言宗豊山派、同智山派等各派、四天王寺、臨濟宗各派、曹洞宗、黄蘗宗、浄土宗、真宗各派、日蓮宗などの主要伝統仏教教団の代表者が名を連ね、さらに神社本庁で熱田神宮宮司など5名、金光教泉尾教会、一燈圓等が参画している。

結成大会は、上記日程の午後1時から、京都東山の知恩院山内華頂会館にて行われ、結成宣言の「第三文明黨宣言」、「同典章」「信条」「細則」などが採択され、その後、立党演説会、晩餐会も行われた。

「第三文明黨宣言」に結成の主旨や理念が

謳われているが、それによると既成の資本主義・社会主義乃至共産主義の何れにもない、民主的で自由な、対立なき、かつ彼我一体・物心一如の新社会建設をめざすと主張する。また近代物質文明は幾度となく世界大戦を引き起こし、原子力兵器まで生み出して、人類を滅亡の危機に陥れていると警鐘をならしている。このような事態に、物心一如の第三文明、第三社会が世界史的使命を帯びて登場する時である。それを建設するのが、世界に先駆けて戦争と武装を放棄し、原爆の受難者である日本民族でなければならない等々と述べている。「信条」の第七項には、各教宗派の特質を發揮しつつ、各派が教化をすすめるだけでは新社会建設は無理なので、政治運動と宗教運動が一如とならなければならないと強調している。要するに各宗派バラバラでは一大社会勢力・政治勢力にはならないので、団結して政治運動を展開しようという趣旨と理解する。

こうした宗教政党的の結成に対し、招待状を送られたバンス課長およびそのスタッフは静観の態度を取り、式典に参加もしなかった。また仏教界新聞「中外日報」も。同年11月16日付け新聞2面などで、同年末に掛けてのみでも8回ほど報道している。しかし論調は、どちらかというところ冷ややかであり、これで「政党」といえるのかと疑問視する論説まで書いている。同年末には衆議院総選挙があったが、結局、独自の候補は立てられず、白票で臨んだ。またその後の参議院選挙にも統一候補は立てられず、各派がそれぞれ何人かの立候補者を出すことになったようである。

このような経緯で、この戦後初の宗教政党は自然消滅したようで、その後は忘れ去られてしまった。しかし、このような各宗教が一致して「第三文明黨」なるものを設立して政治に参加していった背景や経緯、結果については、戦後、急速に昂揚した社会主義運動、労働運動への対抗、新宗教である天理教の急速な拡大と政界進出への対抗、それを後押しした政府や財界等々の動向があるようであり、戦後日本における宗教と政治との関わりを研究する上では見過ごすことは出来ない運動であることが明らかになってきた。

詳細については、今後、さらに史料を精査し、論文として公刊する予定であり。

(3) 朝鮮半島の占領政策とキリスト教化

日本の占領政策と何が異なっていたのか、韓国ではキリスト教化が著しく進んだが、その要因に占領政策・施策の違いが影響しているのかどうか等の諸点に関し、史資料の公開と研究がどの程度進んでいるのか確認した。

朝鮮半島、特に南朝鮮は日本本土と同様マッカーサーの指揮下に置かれたが、日本と異なり米軍による軍政が長く続いた。軍政から

李承晩政権に移って以降も、占領期の史料の公開・研究は禁じられ、1980年代に入り、翰林大学アジア文化研究所が1988年から米軍定期刊行物の極秘文書を収集・整理し、解説と索引を加えた「資料総書シリーズ」を刊行し、ハーバード大イェンチン図書館の客員研究員となったゾン・ヨンソクによる『米軍政資料研究』が公刊され、また韓国公文書館やソウル大学において占領軍文書の収集と整理が進展している事など、韓国における史資料の所在と研究の進展状況が確認できた。

今後、それら米軍政の各々の資料の位置づけを再確認するとともに、特に「RG332, Records of US Theaters of war, World War II, US Army Forces in Korea, XXIV Corps, G-2, Historical Section: 駐韓米軍司令部 情報参謀部 軍事室 文書綴」と「Records of the U.S. Army Field Commands, 1940~1952, RG338, Entry 11071, 11070, U.S. Army Forces in Korea File and Lt. Gen. John R. Hodge Official File, 1944~1948: 駐韓米軍司令部 指揮官ハッジ中将 文書綴」の整理と分析をさらに進めていくことが必要であると考えている。

占領軍との関連で、韓国のキリスト教化政策が進展した状況についても新たな知見を得られた。占領軍は朝鮮人の人権および宗教上の権利を保障するという方針で軍政を進めたが、その結果、旧宗主国・日本から持ち込まれた宗教や宗教団体は敵国財産の処理の対象となって多くの土地建造物が没収され、主として韓国の諸キリスト教会に提供されたこと、また公共放送や刑務所などの公共的分野での宣教活動において、また公休日の制定などでもキリスト教が有利な扱いを受けたこと、さらに米軍政下で官吏として、また通訳として働いた多くの韓国人が、米国で生まれ、または教育を受けたクリスチャンであったこと、さらに政権を引き継いだ李承晩自身もクリスチャンであり、その下で働いた官僚にも多くのクリスチャンが登用されたことなどが明らかになってきた。

一部は既に解明されているが、これらをさらに精査し、今後、論文などで公刊していく。

研究協力者の栗津賢太は、沖縄での戦死者遺骨収集に実地に携わりながら、戦争体験が如何にして語り継がれているのかを調査し、戦没者・戦死者慰霊と国家、ナショナリズムとの関連における新たな視点の確立に尽力した。以下は、その概要である。

(1) 戦没者慰霊の制度史的研究

国家と宗教の関係という視点から占領政策を再検討するために、戦没者慰霊の制度史的研究を行った。その目的は、英国の戦没者追悼施設の形成過程を概観することによって、国家的な追悼施設と儀礼が多文化主義を

受け入れてきたことを検討し、現在日本で問題となっている新しい国立追悼施設をめぐる議論に資することである。

英国における戦争記念碑 (War Memorials) は、第一次世界大戦の戦没者を追悼し、後にそれ以降の戦没者が付け加えられる形をとっているものがその大半を占めている。こうした形態は他のヨーロッパ諸国においても見ることが出来、それゆえこの大戦争はヨーロッパにおける戦没者記念施設建設の画期であったということが出来るであろう。この大規模な犠牲によって、英国における戦争記念の必要性が生まれ、それは現在の記念や追悼のあり方に基盤を提供している。

戦没者の公的な記念に関する欧米のあり方をみてみると、そこには特定の宗教的な象徴の排除と同時に宗教的多元性の確保という一見すると矛盾するかのような原則が維持されていることが分かる。この原則は、「顕彰」「追悼」「慰霊」という三つの原理の関係として整理することが出来るであろう。もちろん、これらは相互に排他的な概念ではなく、また実際には複雑に絡み合っているものである。しかし、原理的には区別をする事が出来るし、事実、欧米の例にみられるように区別されている。

「はじめに死者ありき」という言葉があるが、ナショナリズムの一般化に対し、大規模な対外戦争のインパクトが先行する。ナショナリズムが死を正当化したのではなく、むしろ大ペストに次ぐ惨事といわれる大規模な死の経験がナショナリズムを練り上げていったのである。その際に伝統的、宗教的、あるいは民俗的、オカルト的な知識までもが総動員されている。そして地方においては、その地方出身の兵士の死を顕彰し記念することによってナショナリズムと郷土意識とを結びつけているということができよう (栗津賢太、2012b、2012c 参照)。

(2) 政教関係のより一般的な理論的および世界史的な位置づけ

政教関係のより一般的な理論的位置づけ、世界史的な位置づけを、「宗教ナショナリズム」や「世俗化」という問題関心から検討した。国家と宗教という問題系は政治学や法学において多くの研究成果があるとはいえ、それだけでは十分に解明されたとはいえない研究領域である。

国家とは一定の領域支配であり、国民、領土、統治権 (主権) をもつ社会構成体である。国家が特定の宗教や宗派を国教と定め、あるいは公認宗教と定めて、財政や行政上の優遇や地位の保護を与える国教制も存在する。他方、国教制をとっていても実際には宗教的教義をそのまま統治原理としてはいない英国などの国もある。イスラーム圏では、国家の

原理も神に由来するとし、統治と宗教を別の原理とする二重性が拒否される、いわば政教一致の原理 (タウヒード：一化の原理) に基づいているために、世俗国家という概念自体が認められにくい。それゆえイスラーム圏では国教制をとる国が多い。

近代国家における政治的統合は、暴力のみに依拠しているわけではなく、文化的側面を常に持っている。それがナショナリズムである。ナショナリズムは、ナショナルテイ (国民性・民族性) に対する自明視された信念であり、政治的領土とその文化と成員とが重なり合うべきものとする観念である。ナショナリズムの形成期は、同時に大規模な近代戦争の時代でもあった。近代国家が軍隊や警察などの暴力装置を持っている限り、どのような形にせよ国家への犠牲は必ず発生し、その慰霊・顕彰は常に問題となる。遺族に対する補償をし、戦没者あるいは殉職者の存在をいかに公的に認識あるいは顕彰し、追悼を行うのかという問題が近代国家には問われている (栗津賢太、2012a, 2010a, 2010b)。

(3) 「集合的記憶」研究の視点

戦後から現代の沖縄における国家と宗教との関係を、「集合的記憶」研究の視点から理論的かつ実証的に究明した。その目的は、沖縄における遺骨収集の展開とその動態を、社会学における集合的記憶研究の枠組から理解しようとするものである。

アジア・太平洋戦争において地上戦が行われた沖縄では、わずか3カ月の間に20万を超える死者を出した。これは米軍の艦砲射撃、爆撃、上陸戦、掃討作戦による死者であり、敵味方両陣営の軍人・軍属の他、集団自決や戦闘に巻き込まれた民間人の犠牲者たちである。本稿では、今なお遺骨収集が行われている現代沖縄において、独特の喚起力を持つと思われる遺骨をめぐる様々な行為主体の動きを参与観察によって収集した「語り」において考察した。現在の遺骨収集は、世代が代わり、戦争経験や直接肉親が戦争とかわかっていないような人々によって担われようとしている。それは探索された遺骨であり、直接的な関係者でない者たちにとっても、それは手を合わせるべき存在であり、何らかの慰霊行為が行われ、新しい意味が見出されている。とりわけ遺骨収集が様々な集合的行為者 (agency) によって行われている沖縄ではこのことは顕著である。複数のエージェンシーの参画によって、意味的な変容も促進されている。そこでは、「遺骨」をめぐる言説が開発や行政を巻き込んで新たに人びとを編成している。新都心や真嘉比という沖縄における新しい商業施設や交通網の再開発と若い世代の新たなリアル構築が並行して進行している。また、グローバルな資本主義の

浸透とその破壊的な帰結である格差社会への対応としての雇用対策とも結びつけられようとしている。つまり、生者であるにしる死者であるにしる、その「尊厳」をめぐる相互作用に展開しつつある。

このように、遺骨収集に携わる人々は、遺骨によって戦争と戦後の沖縄を語り、そして現在の沖縄を語っているのである。その意味で、沖縄における集合的記憶は常に生成され続けているといえる。現代における、このような「沖縄の戦後」の語りには彼ら特有の専有と抵抗をみることができ（粟津賢太 2010a, 2010c）。

今後、上記成果を公刊するとともに、より詳細な現地調査や、台湾、東南アジア諸国における日本植民地化の影響、連合国による戦後管理との比較研究などを展開していく。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計7件）

①中野毅「民衆宗教としての創価学会—社会層と国家との関係から—」『宗教と社会』第16号、査読有、2010、111-142.

②中野毅「沖縄占領と宗教法人—宗教団体法は生きていた—」『ソシオロジカ』創価大学社会学会、2013、149-156.

③中野毅「随筆・東日本大震災から宗教と文明のこれからを考える」『現代宗教 2012』国際宗教研究所、2012、239-251.

④中野毅「近代化・世俗化・宗教—機器の時代からの再考察」『ソシオロジカ』2012、149-156.

⑤粟津賢太「媒介される行為としての記憶—沖縄における遺骨収集の現代的展開—」、『宗教と社会』第16号、査読有、2010a、3-31.

⑥粟津賢太「マルセル・ゴーシェ『民主主義と宗教』」、粟津賢太、『南山宗教文化研究所研究所報』第20号、2010b、43-48.

⑦粟津賢太「現代における Blood and Soil—畔上直樹における『宗教ナショナリズム』の位置づけについて—」、『南山宗教文化研究所報』、2012a、21-28.

〔学会発表〕（計7件）

①中野毅「さまざまな政教分離・さまざまな世俗化」日本宗教学会、東洋大学、2010年9月4日。

② Nakano Tsuyoshi, “Religion and Economics in the East Asian Context: comments”, 31st Conference of International Society for the Sociology of Religion, Aix en Provence, France, July 2, 2011.

③中野毅「近代化・世俗化・宗教」日本宗教学会、関西学院大学、2011年9月11日。

④中野毅「沖縄占領と宗教法人」日本宗教学

会、皇學館大学、2012年9月9日。

⑤粟津賢太「新宗教教団による遺骨収集ボランティアの展開—沖縄の事例—」日本宗教学会、東洋大学、2010年9月5日。

⑥粟津賢太「集合的記憶研究における「モノ」の位置づけ」、国際シンポジウム「戦争の記憶と継承—記念館・教育・観光」、鹿児島大学国際島嶼教育研究センター会議室、2012年7月29日。

⑦Awazu Kenta, “Rituals of Silence: The Shaping of Memorial Services in Wartime and Postwar Japan”, International Conference: The World War II and Religion, Univ. of Florida, USA, Dec. 1, 2012.

〔図書〕（計5件）

①中野毅「カルト」「国教・国民宗教」「政教分離」他、山折哲雄監修『宗教の事典』朝倉書店、2012.

②粟津賢太「国家と宗教」、星野英紀・池上良正・氣多雅子・島蘭進・鶴岡賀雄（編）、『宗教学事典』丸善出版事業部、頁、2010b、52-55.

③粟津賢太「現在における「過去」の用法—集合的記憶研究における「語り」について—」、関沢まゆみ（編）『戦争記憶論—忘却、変容そして継承』、昭和堂、2010c、229-249.

④粟津賢太「イギリスの戦没記念碑 セノタフ 宗教を超えた国家的聖地」、『聖地巡礼ツアーリズム』星野英紀・山中 弘・岡本亮輔（編）、弘文堂、2012b、198-201.

⑤粟津賢太「沖縄—アクチュアルな慰霊と平和の聖地」、同上書、2012c、226-229.

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中野 毅 (NAKANO TSUYOSHI)
創価大学・文学部・教授
研究者番号：00164252

(2) 研究分担者

粟津賢太 (AWAZU KENTA)
南山大学・宗教文化研究所・研究員
研究者番号：30558911